

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
小城市	小城町（須ノ木集落）	令和3年3月26日	

1 対象地区の現状 (ha)

①地区内の耕地面積	4.0
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	4.0
③うち地区内における61歳以上の農業者の耕地面積の合計	3.7
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.7
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0
④ 地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある面積	0
(備考)	

2 対象地区の課題

須ノ木集落では、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は0ha、61歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積は3.7haとなっており、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

須ノ木集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織と入り作している認定農業者1経営体が担うほか、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針
 須ノ木集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
 中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。